

令和7年度空港利用観光周遊促進事業実施業務基本仕様書（企画提案用）

第1 委託業務名

令和7年度空港利用観光周遊促進事業実施業務

第2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 事業目的

庄内空港を利用する国内外の利用者に対し、空港内に設置するデジタルサイネージを通じて多言語による観光情報及び二次交通情報などを提供することで、庄内地域への誘客及び空港を起点とした観光周遊の促進を図る。

第4 業務内容

1 タッチパネル式デジタルサイネージ用コンテンツ制作

デジタルコンテンツによる地域の魅力インフォメーションサービスの企画とし、庄内地域にまだ関心のない層や、外国人にも訴求するような訴求力の高い魅力ある内容とし、次の内容を含むこと。

(1) 観光や地域の食の魅力を伝える映像コンテンツの制作・配信

映像コンテンツについては、素材の選定、尺（時間）、バリエーション、表現方法等を含め、受注者が企画提案を行うこと。

(2) デジタルマップによる観光情報の提供及び二次元コードによる情報の持ち帰り機能

情報内容（提供方法、マップのアウトライン等）については企画提案によるものとし、当協会が過年度事業により構築したデジタル観光パンフレットサイトも活用すること。

(3) 空港から各目的地への二次交通情報の提供

バス、タクシー、レンタカー等の手段別に、可能な範囲で所要時間、料金、乗り場等の情報を含む内容とし、タッチパネル操作で確認できる仕組みを構築すること。情報提供方法については企画提案によること。

(4) 庄内空港ファンクラブの周知及び空港利用促進キャンペーン情報等の提供

情報提供の内容・方法については企画提案によること。

(5) 多言語対応（日本語・英語・簡体字・繁体字）による観光及び二次交通情報の提供

翻訳品質を確保し、外国人旅行者が容易に理解できる表現とすること。情報提供方法等は企画提案によること。

(6) その他、事業効果を高める独自の取組の企画提案

例：タッチ操作を促す表示板等の設置により、閲覧件数の増加を図る取組など。

2 機器の調達・設置

(1) 必要なサイネージ機器の調達

目的および設置環境に応じ、ディスプレイ（目安：65V型程度）、STB、ネットワーク機器等を含む必要なサイネージ機器一式を調達すること。詳細仕様は、発注者と協議のうえ確定する。

(2) 設置工事

スタンド型で設置し、電源・ネットワーク配線工事を含めた施工を行うこと。スタンドは移動可能な構造とし、安全性及び耐久性に配慮すること。

3 コンテンツ配信システムの構築

(1) 遠隔管理型コンテンツ配信システムの導入

クラウド型の遠隔配信システムを導入し、発注者が庁内執務室から操作・更新できる管理画面を提供すること。

4 保守・運用業務

月次報告書の提出（稼働状況）のほか、必要に応じて以下の対応をすること。

(1) 機器及びシステムの点検

(2) ソフトウェアの更新対応

(3) 障害発生時の対応

第5 運営体制

1 運営体制の整備

(1) 受注者は、本業務実施に当たり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置するとともに、必要な体制を整え、円滑な業務運営を行うこと。

(2) 緊急時対応体制をとり、障害が発生した際は速やかな対応に努めること。

2 統括責任者

(1) 統括責任者は、本業務受託後、本業務に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、発注者との連絡調整など本業務全体を適切に統括すること。

(2) 統括責任者は、発注者から報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合など、発注者からの申し入れ事項があった場合は、速やかに対応すること。

第6 業務完了報告書の作成

(1) 本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(2) 業務完了報告書には、実施内容、現場写真を含む実施状況、閲覧数を含む実施成果等を添付すること。また、電子データ(PDF等)を併せて提出すること。

第7 受託に当たっての留意事項

- (1) 本業務に係る個別具体的な事項については、発注者と十分な打合せを行った上で決定すること。また、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。
- (2) 契約締結後速やかに委託業務スケジュール及び運営体制を提出すること。
- (3) 委託料には、以下の経費を含むものとする。ただし、設置場所の使用料及び電気・Wi-Fiに係る費用は含まない。
 - ①タッチパネル式デジタルサイネージ用コンテンツ制作
 - ②タッチパネルディスプレイ本体（スタンド、STB、組立設置料含む）
 - ③デジタルサイネージクラウドシステム利用料
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (6) 他者が著作権等の権利を有するものを使用する場合は、事前に権利者から2次使用を含む使用の許可、及び事後にも権利を主張しない旨の許諾を文書で得おくこと。当該権利等に関し何らかの申し出がなされた場合は、全て受注者の責任において対処すること。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、最終的な委託業務内容については、採択後に発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 本仕様書に記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (9) 本業務の実施に当たっては、発注者と随時打合せをしながら進めること。
- (10) 本業務についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、委託料の用途を明らかにしておくこと。
- (11) 本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し、承認を得なければならない。
- (12) 本業務に係る関係書類は業務完了後5年間保存すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。